

Title	ソ連邦共産党第二八回大会をめぐる諸問題
Sub Title	The XXVIII Congress of the Communist Party of the Soviet Union : The Problem on the Platform and the Rules
Author	上野, 俊彦(Ueno, Toshihiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1995
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.68, No.2 (1995. 2) ,p.329- 357
Abstract	
Notes	太田俊太郎教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19950228-0329

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ソ連邦共産党第二八回大会をめぐる諸問題

上野俊彦

はじめに

第一章 ソ連邦共産党第二八回大会繰り上げ開催決定までの経緯

第二章 大会代議員選出手続きと代議員の社会的構成

第三章 ロシア共和国共産党創立大会

第四章 綱領的宣言

第五章 党規約

おわりに

はじめに

一九九〇年七月二日から一三日にかけて開催されたソ連邦共産党第二八回大会は、結果的に、ソ連邦共産党の最後の党大会となったという点においてのみ、歴史的な意味があったわけではない。この大会の歴史的な意味は、まさにこの大会において、ソ連邦共産党が前衛政党から議会政党へと移行できるか否か、つまり共産党が社民党化できるか

否かが争われたという点にこそあったのである。このソ連邦共産党の前衛政党から議政会党への移行、ないしは社民党化は、ペレストロイカの過程のとりわけ一九八七年以降に進められてきた党改革の必然的帰結であった。この問題は、一九九〇年、東欧諸国の民主化、東西ドイツ統一、冷戦構造の終結といったグローバルな歴史の転換の中で、多民族国家ソ連邦を統合してきたソ連邦共産党がどのように変わって行くべきなのかという問題意識の中で、それぞれ独自の政綱を持つ分派の結成をも伴いながら全党的に議論された。ゴルバチョフは、党の分裂を回避するために妥協的な路線を選択することになったが、そのことが結局、ゴルバチョフ自身の政治基盤を弱体化させ、ひいては一九九一年八月のクーデターとそれに続くソ連邦の崩壊へのいわば序曲となったのであった。こうした歴史上重要な大会であったにもかかわらず、当時のソ連内政研究者は、筆者自身も含めて、一九九〇年三月の憲法改正による大統領制の導入を始めとする国家機構の目まぐるしい改編、ロシア共和国におけるエリツィンの台頭、新連邦条約に関する議論といった表面的な事象の追跡に多大なエネルギーを費やさざるをえず、もはや党人会に多くの関心を払う余裕はなかった。確かに当時すでに党の権威は低下し、ソ連内外のマスコミの関心の中心も党の問題ではなかった。しかし、ソ連邦の崩壊に帰結するに至った過程を分析するには、やはりソ連邦の権力機構の中核であった党それ自体の分析が決定的に重要である。党は一九九一年八月のクーデターまでソ連邦の権力機構の中核であったのであり、それゆえにこそ、ゴルバチョフは最後まで離党しなかったのである。

ゴルバチョフ政権とペレストロイカの最後の二年間の党の動き、すなわちソ連邦共産党第二八回大会までの過程、大会それ自体、大会後、一九九一年八月までに開催された中央委員会総会でのゴルバチョフの「最後の闘争」⁽¹⁾は、重要であるにもかかわらず、いまだ説明されていない多くの問題を含んでいる。本稿は、第二八回党大会までの過程を、綱領と規約という問題に焦点をあてながら、冒頭で述べたこの党大会の歴史的意義を明らかにしようとするものである。このねらいが成功したという自信はないが、この小論がソ連邦という国家とソ連邦共産党の崩壊過程の研究の里

程標となれば幸いである。

第一章 ソ連邦共産党第二八回大会繰り上げ開催決定までの経緯

ゴルバチョフは、一九八七年一月の党中央委員会総会において、地方党委員会および連邦構成共和国党中央委員会の第一書記を含む書記の複数候補制・秘密投票選挙を提案して⁽²⁾いた。しかし、保守派の反対により、この提案は、同総会決定「ペレストロイカと党の幹部政策について」には採用されなかった。しかし、改革派の地方党書記によって、この提案は、下級レヴェルのいくつかの党委員会において実行に移された⁽³⁾。とはいえ、党委員会書記の複数候補制・秘密投票選挙は、州レヴェルおよびそれ以上のレヴェルまでにはなかなか拡大しなかった。

改革派は、一九八八年五月二三日の党中央委員会総会で承認された「第一九回全連邦党協議会のためのテーゼ」において、この問題を再び取り上げた⁽⁴⁾。「テーゼ」は、「党中央委員会に至るまでの」すべての党機関における複数候補制・秘密投票選挙の実施を提案していた。そして、この「テーゼ」の提案は、同年六月二八日〜七月一日に開催された第一九回全連邦党協議会の「ソヴェート社会の民主化と政治システムの改革について」の決議に盛り込まれた⁽⁵⁾。この第一九回全連邦党協議会は、ゴルバチョフの指導のもとで、改革に抵抗する勢力を押さえて、いまやペレストロイカを経済改革のみならず全面的な政治改革へと拡大していくことを決定した重要な協議会であった。

しかしながら、それにもかかわらず党書記の複数候補制・秘密投票選挙が州レヴェルの党委員会第一書記や連邦構成共和国党中央委員会第一書記の選挙において実施されるまでにはさらに一年以上の時間を要した。このことは、ゴルバチョフの改革への強い決意と、全連邦党協議会の決議にもかかわらず、党官僚（アパラチキ）たちがこの提案を受け入れることに強く抵抗したことを示している。多くの党官僚が抵抗したのは、自分たちがまさに人事権を掌握す

ることによって権力基盤を築いてきたからであり、かりに党書記の複数候補制・秘密投票選挙が導入されれば、党の人事政策の根幹をなすノーメンクラトゥーラ制を掘り崩されることになり、結局のところ自分たちの権力基盤が崩壊してしまうことを理解していたからである。かくしてゴルバチョフは、一九八九年九月一九日の党中央委員会総会で、党が依然として「古い機構や時代遅れの規制・指示によってがんじがらめになっている」、「一部の幹部が従来の固定観念にしがみついている」、「革新的構想の獲得が、党の一連の環や一部の幹部・党員のあいだで遅々として進んでいない」と嘆いたのであった。⁽⁶⁾

さて、「第一九回全連邦党協議会のためのテーゼ」は、また、すべての党委員会の任期を五年とし、党内被選出ポストの任期を原則として連続二期に制限することを提案していたが、全連邦党協議会決議はさらに党最高指導者を含めて例外なくこれを適用することとし、またすべての党委員会の委員の二〇％程度を二〜三年ごとに更新するとした。⁽⁸⁾ ここにおいて、ソ連邦共産党史上初めて、党最高指導者の交代が制度化されることとなった。

さらに「テーゼ」は、党機関による国家機関の代行を批判し、党委員会と国家機関・経済機関との機能の分離を主張していた。⁽⁹⁾ それを受けてゴルバチョフは、第一九回全連邦党協議会の報告で、党中央委員会付属部局の管理部門別の細分化とそれに対応する下級党機関の付属部局の細分化をやめ付属部局の数を削減することを明確に主張し、中央委員会内に内外政策の分野ごとに委員会を設ける提案を行なった。⁽¹⁰⁾ 党中央委員会のとりわけ生産関連の部局の構成が政府の産業部門別省庁構成とパラレルもしくはそれを統轄した形式になっており、この機構を通じて党は国家行政を直接にコントロール、あるいは場合によっては代行していたのであるが、ゴルバチョフは、党中央委員会付属部局の簡素化によってこれを廃そうと考えたのである。この提案は全連邦党協議会の決議に採用され、⁽¹¹⁾ 全連邦党協議会のほぼ三カ月後の一九八八年九月三〇日に開催された党中央委員会総会において実施された。⁽¹²⁾

この組織改編において大きな意味を持ったのは、付属部局の削減によって党による国家機関の「代行」を抑制し、

党と国家が分離する条件を準備したということだけでなく、党中央委員会にそれぞれ二〇名ほどの中央委員によって構成される六つの委員会を設け、この委員会が付属部局を指導する形式にしたことよって、これまで直接に付属部局を監督する立場にあった党中央委員会書記の地位を相対的に低下させたことであった。すでに述べた党書記の複数候補制・秘密投票選挙によるノーマンクラトゥーラ制の崩壊は、人事権を掌握していた党書記の権限を著しく縮小させるものであり、このことは党中央委員会書記もまた例外ではなかったが、さらにそれに加えて党中央委員会書記は、中央における国家行政のコントロールの権限をも相対的に縮小させられることになったのである。⁽¹³⁾

このように、一九八八年の第一九回全連邦党協議会の諸決定は、改革派の意見が反映されたものであったが、それに対する抵抗もまた激しかった。こうした中で、ゴルバチョフは、党改革の総仕上げとしての第二八回党大会へと臨むことになった。党大会は、党規約によれば少なくとも五年に一度開催されると規定されており、⁽¹⁴⁾ 実際には、一九六一年一月一七〜三一日に開催された第二二回党大会から、一九八六年二月二五日〜三月六日に開催された第二七回党大会まで、五年ごとに開催されており、党大会の五年ごとの開催は慣例となっていたので、⁽¹⁵⁾ その慣例に従えば、第二八回党大会は、第二七回党大会から数えて五年後の一九九一年二月末に開催されるはずであった。しかし、一九八九年九月一九〜二〇日の党中央委員会総会は、第二八回党大会を四カ月繰り上げて一九九〇年一月に開催すること、および党規約の改正を行なうことを決定した。⁽¹⁶⁾ そして、ゴルバチョフは、その演説において、この第二八回党大会において、近い将来を見通す「行動綱領」(программа действий)を策定すると述べたのである。⁽¹⁷⁾ とところが、翌一九九〇年三月一、一四、一六日に開催された党中央委員会総会は、党大会をさらに三カ月繰り上げて一九九〇年七月二日から開催すること、そしてこの党大会で、すでに一九九〇年二月五〜七日の党中央委員会総会で公表されていた「人間的、民主的社会主义へ向けて」の党政綱(программа)草案を採択することを決定するとともに、⁽¹⁸⁾ 党規約草案を公表した。⁽¹⁹⁾ このように、第二八回党大会の開催が二度にわたって繰り上げられたこと背景には、社会が急速に変化して

いるにもかかわらず、党それ自体はその社会の変化に対応し切れていないことに対するゴルバチョフら改革派党幹部の危機感が非常に強かったことを示しているよう。

第二章 大会代議員選出手続きと代議員の社会的構成

一九九〇年二月五〜七日の党中央委員会総会で公表された「人間的、民主的社會主義へ向けて」の党政綱草案は、第二八回党大会代議員選出方法について、「すべての共產黨員の直接参加のもとに複数の候補者から選挙される」という画期的な提案を行なっていた。⁽²⁰⁾ この提案を受けて、党中央委員会党建設・人事政策問題委員会は、「第二八回党大会の代議員選出手続き」案を作成した。⁽²¹⁾ この草案は、大会代議員を次のような方法で選出するとしていた。

①党大会代議員候補者は初級党組織が指名する。黨員数の少ない組織の黨員は地区党委員会および市党委員会によって行なわれる合同会議で候補者指名を行なう。その際、競争、複数候補、候補者の政治的・道徳的資質の客観的評価を保障する。②選挙は小選挙区制と大選挙区制のどちらの方法でも行なうことができる。③投票は秘密投票とし、当該選挙区の黨員の過半数が選挙に参加した場合に成立する。④小選挙区では、当選には投票者の過半数票が必要で、いずれの候補者も過半数票を得られなかった場合、上位二名による再投票が実施されるが、再投票の際には最多得票者が大会代議員に選出される。⑤大選挙区において選挙が不成立となった場合、あるいは選挙区の定数に空きがある場合は、州および辺区の党協議会、連邦構成共和国党大会で直接に代議員が選出される。⑥州および辺区の党委員会総会、ならびに連邦構成共和国党中央委員会の決定により、ソ連邦共産党中央委員会の定める大会代議員選出基準、すなわち大会代議員一人当たりの黨員数、と同等かまたはそれより多い黨員数を持つ初級党組織は直接に大会代議員を選出することができる。⑦ソヴェート陸海軍、内務省軍、国境警備隊からの党大会代議員は、以前のように地域党

組織から選出されるのではなく、軍管区、艦隊、統合部隊、軍種、内務省軍管理局、国境警備管区の党協議会において直接に選出される。その際、軍の党員は、地域の党協議会、連邦構成共和国党大会の活動に参加し、当該党機関への選挙権と被選挙権を持つが、地域党組織からの党大会代議員選出には関与できない。

この「第二八回党大会の代議員選出手続き」案は、一方で、初級党組織が党大会代議員候補者の指名を行ない、複数候補の中から直接秘密選挙によって選出するという点では極めて民主的なものであったが、他方で、軍人党員を、軍内の党組織で選出するという方法を採用したためにあらかじめ党大会における一定数の議席を軍の党員に与えることを保障していた点で大きな問題を孕んでもいた。

一九九〇年三月一一、一四、一六日に開催された党中央委員会総会で、一六日に採択された「ソ連邦共産党第二八回大会招集日、党内報告選挙キャンペーンの実施、大会代議員選出基準および選出手続きについて」の党中央委員会総会決定は、しかしながら、大会代議員選出手続きの民主化については、後退した内容のものとなった。なぜならば、「競争、複数候補、秘密投票」については規定されていたものの、初級党組織による候補者指名についての規定や、大会代議員選出基準と同等かまたはそれより多い党員数を持つ初級党組織が直接に大会代議員を選出することができるといった規定は削除され、選挙は州レベル以上の党協議会で実施すると規定され、他方で、軍人党員の選出手続きについての規定は、ほぼ草案通りであったからである。²²⁾

かくして、大会代議員を初めて「競争、複数候補、秘密投票」によって選出したにもかかわらず、結果的には、選出された代議員のかなりの部分は、どちらかと言えば保守的な代議員によって占められたと考えられる。そのことは、選出代議員の社会的構成(表1)から、ある程度、推測ができる。選出代議員の社会的構成を見ると、労働者の比率が低いことはともかくとしても、党機関勤務員の比率が、第二七回党大会に比べてほぼ二倍、第一九回全連邦党協議会に比べて一・五倍に増加している。党機関に勤務する専従党員、すなわちアパラチキがペレストロイカにもっとも

表1 ソ連邦共産党の第27回大会、第19回全連邦協議会、ロシア共和国共産党創立大会、第28回大会の代議員の社会的構成

	第27回大会A) 1986.2.25-3.6	第19回全連邦 協議会B) 1988.6.28-7.1	ロシア共和国 共産党創立大会C) 1990.6.19-23 9.4-6	第28回大会D) 1990.7.2-14
所属民族数	72	72	47	63
代議員総数	5,000人100%	5,000人100%	2,768人100%	4,683人100%
新人代議員(更新率)	3,827 76.5			3,934 84.0
女性	1,352 27.0	1,258 25.2	173 6.3	344 7.3
労働者	1,705 34.1	1,638 32.8	264 9.5	543 11.6
工業、運輸、通信部門 従事者	1,375 ¹⁾ 27.5	—	577 20.8	1,005 21.5
農業従事者	872 17.4	866 17.3	235 8.5	483 10.3
コルホーズ員	—	—	118 4.3	255 5.4
経済部門の指導者	—	—	—	約17(796人)%
生産合同、コンビナート、 企業、部門間科学・技術 コンプレクス、設計組織、 技術サービス機関の指導者	355 7.1	354 7.1	210 7.6	—
ソフホーズ所長	80 1.6	74 1.5	60 2.2	—
コルホーズ議長	116 2.3	108 2.2	75 2.7	—
作家、芸術家、医師、教 師、俳優、マスコミ関係者	156 3.1	—	—	—
学術・芸術分野のインテリ	—	436 8.7	245 8.9	392 8.4
科学研究・高等教育機 関勤務員	114 2.3	175 ²⁾ 3.5	—	—
教育関係者	—	93 ²⁾ 1.9	—	—
医療関係者	—	41 ²⁾ 0.8	—	—
文化・芸術活動家	—	69 ²⁾ 1.4	129 ²⁾ 4.7	—
マスコミ関係者	—	43 ³⁾ 0.9	34 ¹⁾ 1.2	53 ³⁾ 1.1
党機関勤務員	1,074 21.5	—	1,171 42.3	40%(1873人) 以上
被選出党機関員	—	3,153 63.1	—	—
連邦構成共和国党中央 委員会、辺区、州党委 員会書記	—	290 5.8	—	—
辺区、州党委員会書記	—	—	97 ⁴⁾ 3.5	—
管区、市、地区党委員 会書記	570 ⁴⁾ 11.4	537 10.7	421 ⁴⁾ 15.2	—

ソ連邦共産党第28回大会をめぐる諸問題

農村地区党委員会書記	—	—	250 ^{d)} 9 0	—
初級党組織、職場党組織、党グループ書記	698 14 0	762 15 2	—	—
初級党組織書記	—	—	339 ^{d)} 12 2	—
ソヴェート、労組、コムソモール機関勤務員	682 13 6	629 12.6	—	—
ソヴェート機関勤務員	—	—	305 11 0	—
人民代議員	3,376 ^{b)} 67 5	3,119 62 4	—	2,737 58 4
ソ連邦人民代議員	—	—	113 4 1	276 ^{b)} 5 9
連邦構成共和国、自治共和国人民代議員	—	—	—	516 ^{b)} 11 0
ロシア共和国人民代議員	—	—	126 4 6	—
ロシア共和国内の自治共和国人民代議員	—	—	102 3 7	—
ロシア共和国内の地方人民代議員	—	—	1,387 50 1	—
ソ連軍、内務省、KGB	—	—	—	6% (281人)以上
ソ連軍	—	—	183 6 6	—

注：1) 「労働者」に含まれる。2) 「学術・芸術分野のインテリ」に含まれる。3) 「学術・芸術分野のインテリ」に含まれない。4) 「克機関勤務員」に含まれる。5) ソ連邦・連邦構成共和国・自治共和国最高会議、地方人民代議員ソヴェートの代議員。6) 「人民代議員」に含まれる。なお、—はデータなしを意味する。

出典：A) *Правда*, 1986, 28 февраля, с. 5, B) *Правда*, 1988, 30 июня, с. 5, C) *Правда*, 1990, 21 июня, с. 3; D) *Правда*, 1990, 5 июля, с. 4 いずれも代議員資格審査委員会報告から。

抵抗していた勢力であったとすれば、この第二八回党大会代議員には、ペレストロイカに対する抵抗勢力が極めて多かったと言ふことになる。むろん、党機関勤務員がすべて保守的であったと言ふことはできないが、それでも、四〇%を越えるこの勢力が党大会の方向を決定したことは間違いないであろう。ところで、党機関勤務員と言つてもその内訳は第二八回党大会の代議員資格審査委員会報告では公表されなかった。しかし、第二八回党大会開会二週間前の一九九〇年六月一九〜二三日に開催されたロシア党協議会⁽²³⁾の代議員資格審査委員会報告ではいくぶん詳しい内訳が公表されている。なお、ロシア党協議会には、ロシア共和国内で第二八回党大会代議員に選出された党員がそのまま代議員として参加したので、ロシア党協議会の代議員の社会的構成は、そのまま第二八回党大会代議員のうちのロシア共和国選出代議員の社会的構成ということになり、第二八回党大会代議員の五九・一%を占めるというその規模からして、第二八回党大会代議員全体の社会的構成の公表されていない内訳を推測するための材料として利用することが可能である。さて、ロシア党協議会の代議員資格審査委員会報告によれば、党機関勤務員の内訳は、ロシア党協議会では、第二七回党大会および第一九回全連邦党協議会に比べて管区、市、地区党委員会書記が(農村地区党委員会書記を含めると)二倍以上に増加しているが、その上のレベルである辺区・州党委員会書記は減少していることが明らかである。従つて、書記について言えば、中間レベルの地方党書記が増大したということである。党機関勤務員であるロシア党協議会代議員一一七一名のうち、七六八名が、辺区・州、管区・市・地区党委員会、初級党組織の書記であるから、残りの四〇三名のほとんどは、書記以外の党機関に勤務する専従党員である。彼らが、もつとも純粹な意味でのアラチキである。この純粹な意味でのアラチキだけで、ロシア党協議会代議員の二五%を占めているというのは、この党協議会の性格を決定する上で、決定的に重要な意味を持つていたと言えよう。

第三章 ロシア共和国共産党創立大会

一九九〇年六月一九日、ソ連邦共産党ロシア協議会が開会された。ロシア党協議会は、途中からロシア共和国共産党創立大会となり、二週間後に開催されることになっていた第二八回党大会で予想される保守対立の前哨戦となったところで、ソ連邦共産党の共和国組織として唯一存在していなかったロシア共和国共産党が創設されることになったこのロシア党協議会の開催の経緯は、前年一九八九年九月一九〜二〇日の党中央委員会総会で採択された「現在の条件の下での党の民族政策（ソ連邦共産党政綱 *inatsionnai*）」に遡る。⁽²⁴⁾ この民族政策に関する政綱は、「ソヴェート連邦制のベレストロイカの枠内でのロシア共和国の国家的・法的地位の問題が解決されなければならない。この共和国の一連の管理機能の遂行は現在まで連邦機関に委ねられてきた……「ロシア」共和国国家機関の創設と並んで、ロシア共和国内の党組織の活動をソ連邦共産党ロシア協議会を定期的に開催することによって調整することの可能性を検討すべきである」と述べていた。⁽²⁵⁾ これを受けて、一九八九年一二月九日の党中央委員会総会でソ連邦共産党中央委員会ロシア・ビュローが創設された。⁽²⁶⁾ そして、一九九〇年三月一六日の党中央委員会総会で「ロシア党協議会について」の決定が採択され、第二八回党大会までにロシア党協議会を招集することが決定されたのである。⁽²⁷⁾

ロシア党協議会代議員は、すでに述べたように第二八回党大会代議員が兼ねた。表1に示したように、第二八回党大会代議員四六八三人のほぼ六〇%にあたる二七六八人がロシア党協議会に代議員として出席した。六月一九日、開会初日にソ連邦共産党中央委員会ロシア・ビュロー議長でもあるゴルバチョフ書記長が基調報告を行なった。ゴルバチョフは、ロシア共和国共産党の創設は適当であり必要でもあるが、ソ連邦とロシア共和国との、またソ連邦共産党とロシア共和国共産党との、いかなる対立も回避されなければならないと述べた上で、ロシア党協議会をロシア共和国共産党創立大会とし、その指導部を選出することを提案した。⁽²⁸⁾ ゴルバチョフの報告は、連邦党と共和国党との対

立の可能性を憂慮していたが、この憂慮はまさにこのロシア共和国共産党創立大会において、ゴルバチョフを含むソ連邦共産党指導部への激しい批判が行なわれたことによって現実となった。

たとえば、メリニコフ・ケメロヴォ州党委員会第一書記は党中央委員および政治局のメンバー全員の辞任を要求するとともに、ゴルバチョフの個人崇拜に対する懸念を表明⁽²⁹⁾、またマカシヨフ沿ヴォルガ・ウラル軍管区司令官も、中央委員会と政治局の怠慢を厳しく批判した⁽³⁰⁾。リガチヨフ政治局員・書記も、東欧情勢・ドイツ統一問題を事例に社会主義共同体の崩壊と帝国主義陣営の強化を指摘し、こうした情勢に対する党指導部の取り組みを批判し、また改革それ自体の方向は正しいとしながらも、その戦術やアプローチに関して過ちがあるとし、多くの重要な問題が政治局でも中央委員会でも議論されていないことを批判し、また「民主政綱」派を「他の党」として非難した⁽³¹⁾。彼ら保守勢力が連邦党指導部を厳しく批判した背景には、一九九〇年三月一四日のソ連邦憲法改正によるソ連邦共産党の指導的地位の放棄（複数政党制の導入）および大統領制の導入に伴って政策決定機構が党機関から国家机关へと移行したために、政策立案過程においてソ連邦共産党が軽視されており、また国民の間で党の権威が低下し、社会主義ないしは党それ自体に対する拒否感が増大しているという現状に対する不満や危機意識ないしは焦燥感があったと考えられる⁽³²⁾。

このように、ロシア共和国共産党創立大会が、全体として改革派指導部に対する厳しい批判の場となったことは、すでに見たように、代議員全体に占める中堅アパラチキの比率の高さによってある程度は予想されたことであった。連邦党の指導部と連邦党中央委員会において改革派と中道派が多数派を形成していたとき、中堅アパラチキを中核とする党内保守派がロシア共和国党指導部を自派で固め、それを足掛かりに連邦党指導部と一戦を交えようと考えたとしても決して不思議ではなかった。自らも第二八回党大会代議員としてロシア共和国共産党創立大会に参加した民主政綱派のリーダーの一人リュセンコは、第二八回党大会を前に、大会代議員に占めるアパラチキの比率の高さに懸念を示し、大会に関する楽観的な予想を批判していたのであった⁽³³⁾。

ロシア共和国共産党創立大会は、六月二二日、ロシア共和国共産党第一書記選挙を実施した。七名の候補者が投票にかけられたが、いずれも過半数票を獲得できず、上位二名のポロスコフ・クラスノダール辺区党第一書記とロポフ・アルメニア共産党第二書記の決選投票となり、結局、連邦党政治局を強く批判していたポロスコフがロシア共和国共産党第一書記に選出された。⁽³⁶⁾ロシア共和国共産党創立大会は、六月二三日、「現下の情勢およびロシア共和国共産党の第一義的課題についての決議」を採択してその第一段階を終了した。決議は、「民主化」などを名目に党を分裂させようとする動きがあることを強く警戒し、また連邦党指導部の失敗に対する個人的責任を明確にするよう求めていた。また、一九一七年一〇月の社会主義革命の正しさを確信するとし、今日の困難の原因は社会主義思想それ自体にあるのではなく、その歪曲にあるとし、過去の歴史への批判をソヴェート人民に対する侮辱に変えてはならないなどと訴える、極めて保守色の強いものであった。第一書記の選挙結果とこの決議の内容は、ロシア共和国共産党が保守的であるという評価をさらにいっそう強める結果となり、後に、本来はロシア共和国共産党に結集すべきロシア共和国内の党组织のうち、少なくとも一部分がロシア共和国共産党に参加しないことを表明することにつながったのである。このロシア共和国共産党創立大会における連邦党指導部に対する厳しい批判と保守的ムードは、その二週間後に行なわれた第二八回党大会まで、そのまま継続したのであった。

このロシア共和国共産党創立大会において明白になったことの一つは、ゴルバチョフがロシア共和国共産党指導部に対してその影響力を十分には保持していないということであった。このことはまた、エリツィンがその最高指導者となったロシア共和国の国家機構においても同様であり、ゴルバチョフは、ロシア共和国の国家機構に対しても影響力を持っていなかった。そして、ロシア共和国共産党がソ連邦共産党に対して、またロシア共和国の国家機構がソ連邦の国家機構に対して、それぞれ対立し、かつ実際の政治動向に対する影響力が増大し始めるや、ゴルバチョフの政治的基盤は、党のレベルでも、また国家機構のレベルでも弱体化していかざるを得なかったのである（もっとも、ソ

連邦共産党であれ、共和国共産党であれ。全体としてのソ連邦共産党それ自体が政治的影響力を失い始めていたのであるから、実際には、ゴルバチョフの政治基盤の弱体化は、主としてソ連邦の国家機構の解体ないし弱体化の過程においてソ連邦大統領としてのゴルバチョフの基盤が掘り崩されていくという形で進行していくのであるが。

ところで、ロシア共和国共産党がこれまで存在していなかったのは、ソ連邦およびソ連邦共産党成立の歴史的経緯の特殊な事情にもよるが、具体的には、ソ連邦の形成に伴って一九二五年に全連邦共産党（ボリシェヴィキ）が創設された際に、ロシア共和国共産党結成の動きがあったことに対し、スターリンがソ連邦の諸民族の分裂を招くとしてそれに反対したために実現しなかったとされている。実態としては、ソ連邦共産党指導部がロシア共和国内の党組織を直接に掌握することで、ソ連邦全体を支配する基盤とするためであったと考えられる。したがって、逆に言えば、上述のとおり、ロシア共和国共産党の結成は直ちにソ連邦共産党指導部の基盤の弱体化を意味することはわかりきったことであつたわけである。それにもかかわらず、ソ連邦共産党指導部が、ロシア共和国共産党の結成を認めざるを得なかったこと、しかもそれがソ連邦共産党指導部に対する批判勢力を糾合する場となることを知りつつそうせざるを得なかったのは、結局のところ、ソ連邦共産党指導部が各連邦構成共和国の主権確立の動きの中で、ロシア共和国内の党組織に依存せざるを得なかったからである。したがって、まさにそれらロシア共和国内の党組織がロシア共和国共産党の結成に動き始めたとき、そしてその動きがそれ自体は改革の流れにそっていた共和国の主権確立の動きと重なって保革両勢力の支持を獲得したとき、その流れにソ連邦共産党指導部は、抵抗し切れなかったのである。

第四章 綱領的宣言

ソ連邦共産党の最も基本的な文書は綱領（История）と規約である。綱領は、「一定の歴史的段階における党の

究極的目的および最重要の任務を内容とする党の基本的な理論文書⁽³⁸⁾であり、規約は、「党員の義務および権利、党の組織原則、党内生活の規範、党の実践活動の方法を規定するソ連邦共産党の党内生活の基本法⁽³⁹⁾」であって、いずれも党大会で採択されることになっている。

綱領は、その定義からすれば、一定の歴史的段階を通じて有効なものであるから、しばしば改正されるものではない。実際、一九〇三年の第二回党大会において、党の基本的任務を資本主義の打倒とプロレタリアート独裁の樹立とし（最大限綱領）、当面の目標を専制の打倒と民主的共和制の樹立とする（最小限綱領）、最初の綱領が採択された後、一九一七年の革命を経て、一九一九年三月の第八回党大会で第二綱領が採択されている。この第二綱領は、一九一七年におけるポリシェヴィキの権力奪取の結果、第一綱領が遂行されたとし、党の基本的任務を社会主義の基盤の建設と定めたものであった。そして、第三綱領が採択されるのは、その四二年後の一九六一年一〇月の第二回党大会であった。この党大会で新しい第三綱領が採択されたのは、第二綱領の定めた任務、すなわち社会主義の建設という任務が達成されたと自ら評価したからであった。第三綱領は、党の基本的任務を社会主義建設の次の段階である共産主義の建設と定めた。その後、ブレジネフ期には綱領の改正は行なわれなかった。共産主義建設の任務は、まだ達成されなかったからである。

ゴルバチョフ書記長就任の翌年の一九八六年二〜三月に開催された第二七回党大会は、「国の社会経済発展の加速化に基づいた、社会主義の計画的で全面的な改善と、共産主義へ向けてのソヴェート社会のさらなる前進」のための第三綱領「新稿」を採択したが、これが第四綱領でなく、あくまでも第三綱領の「新稿」、つまり改定版であるのは、もちろん、第三綱領の定めた党の任務である共産主義建設が、まだ達成されていないという認識に基づいているからである。しかし、第三綱領の定めた党の任務が、まだ達成されていないというだけであるならば、新たに「新稿」を採択せずともよいのであるが、ブレジネフ期を通じて、フルシチョフ期の展望があまりに楽観的過ぎることが明らか

表2 各政綱草案の比較

	中央委員会草案	民主政綱	マルクス主義政綱
過去の歴史に対する評価	権威主義的・官僚主義的体制が存在していた。歴史上の悲劇を認める。	とくになし。	権威主義的・官僚主義的体制が存在し、非科学的・教条主義的・空想的態度があった。
現状認識	ベレストロイカは困難を伴い、誤算もあった。	ベレストロイカは中途半端。	資本主義か社会主義かの闘いは決定的な段階に来ている。
改革の目標	人間的民主的社会主义。	分権的民主的社会主义。	古典的マルクス主義への回帰。
政治改革	短絡的な階級的アプローチを拒否。ソヴェートへの権力の委譲。	民主主義的中央集権制とノメンクラトゥーラ制の廃止。	社会主義を複数政党制・議会制民主主義・ソヴェート制に矮小化してはならない。
連邦制・民族問題	スターリン的単一国家モデルは拒否するが、分離派運動には反対。新しいフェデレーションを創設する。	とくになし。	インターナショナリズム(族際主義)原則に立った連合。
経済改革	計画的市場経済の導入。私的所有を含む多様な所有形態を認める。	とくになし。	市場経済への段階的な移行。原則として私的所有は認めない。
党の改革	複数政党制を前提とし、議会選挙を通じて政権党としての地位を保つよう努力する。	全体主義政党から議会主義政党への移行。ノメンクラトゥーラ制廃止。連邦原則の上に立った党。	イデオロギーの強化、党の浄化が必要。多様な思想的・政治的見解を表明することはできる。
民主主義的中央集権制	少数意見を尊重するが多数決には従う。独自の組織・規律を持つ分派は認めない。	党機関の決定は、上級機関によって取り消されない。分派形成は自由。	少数意見を尊重するが多数決には従う。

筆者作成

になった以上、共産主義建設を遠い将来の目標として棚上げして（実はこのことがブレジネフ期の「発達した社会主義」論の本質であった）、より控え目な任務、すなわち社会主義の「改善」を任務として設定する必要があるが出てきたので、「新稿」を採択したのである。この第三綱領「新稿」の内容は、ペレストロイカ期における情勢の変化とともに、さらなる改定を余儀なくされるに至り、ゴルバチョフ書記長にとって二度目の大会となった第二八回党大会がその改定場となった。しかし、ここでも、一つの綱領は「一定の歴史的段階」をつうじて有効であるという定義に基づき、新しい第四綱領を採択するのではなく、第三綱領およびその「新稿」との関係がいまいのまま、つまりさらなる改定版なのか、それともまったくの新版なのかという位置付けが曖昧なまま、「綱領的宣言」(Програмное заявление)というかたちで採択されることとなったのであった。

この綱領的宣言は、しかしながら、すでに第一章で述べたように一九九〇年二月五〜七日の党中央委員会総会では、「人間的、民主的社会主义へ向けて」の政綱(Платформа)草案として公表された。ところで、第二八回党大会が画期的であったのは、第二章で述べた代議員選出手続きの点ばかりではなかった。なぜならば、二月中央委員会総会における政綱草案(いわゆる「中央委員会草案」)の公表に先立ち、この年の始めから、党内では、一九二〇年代以来、絶えて久しかった分派が登場し、それぞれ自己の政綱草案を公表しつつ、活発な論争を展開したからである。その中で有力な分派は、民主政綱派とマルクス主義政綱派の二つであった。

まず、一月二〇〜二二日にモスクワで開催された党員クラブ・党組織全連邦協議会において、「ソ連邦共産党第二八回大会に向けての民主政綱」が採択された。⁴⁰この後、これを作成したグループは「民主政綱」派と呼ばれた。次いで、二月の「中央委員会草案」の公表後、三月には「ソ連邦共産党におけるマルクス主義政綱」草案が公表された。⁴¹これを作成したグループは「マルクス主義的党クラブ連盟」と称していたが、一般には「マルクス主義政綱」派と呼ばれた。これらの他にも、種々の政綱や宣言が、いろいろな党組織やグループから発表された。ここでは、「中央委

員会草案」、「民主政綱」、「マルクス主義政綱草案」の概要を比較対照してみた(表2)。内容的には、マルクス主義政綱の独自性、すなわち保守性が際立っており、他方で、中央委員会草案と民主政綱草案の歩み寄りとは可能であるように見えた。民主政綱は、基本的には党改革という点のみ、中央委員会草案の方向をよりラジカルにしたものであった。民主政綱の中心的な論点はノーメンクラトゥーラ制の廃止、分派の承認、前衛政党から議会政党への移行であって、これはゴルバチョフの改革の方向に沿ったものであって、中央委員会草案を作成した党指導部にとって、まったく受け入れられないと言うほどのものでは必ずしもなかった。

実際、その後、六月二十七日に公表された第二次中央委員会草案では、党の民主化について、ノーメンクラトゥーラ制の廃止、議会選挙の重視、行政的・命令的システムの条件下で形成された民主主義的中央集権制の否定、前衛党に関する規定の欠如、連邦構成共和国の独立の保障等、二月の第一次中央委員会草案に対し、「民主政綱」の提案を若干採り入れて改革派へ歩み寄る方向で修正が行なわれており、最終的に、この第二次中央委員会草案が大会で採択された。⁽⁴³⁾

第五章 党規約⁽⁴⁴⁾

三月の党中央委員会総会で公表された党規約草案は、党員候補制の廃止、党員の自発的離党の承認、党組織とりわけ初級党組織の財政を含む自立性と権限の拡大、党監督委員会と中央監査委員会を併合した中央監督・監査委員会の新設、政治局に代わる連邦構成共和国第一書記からなる党中央委員会幹部会の新設、書記長に代わる党議長および党副議長(複数)の新設、共産党は他の社会団体と並んで自由選挙を通じて政権を目指すこと、などを規定する画期的なものであった。こうした方向での規約改正は、複数政党制を前提として、ソ連邦共産党も「民主主義的中央集権

表3 規約改正のポイントおよびそれに対する反対意見例(ブラウダ等に掲載のもの)

	中央委員会3月草案	反対意見
入党および除名条件に関する規程	3分の2の多数決で初級党組織において決定(従来とおり)。推薦者および党員候補制度は廃止。自覚的離党を承認。	4分の3の多数決にして入党および除名の条件を厳しくすべきだ。入党には一定の党歴を持つ複数の党員の推薦を必要とすべきだ(従来とおり)。党員候補制度は廃止すべきではない。
民主主義的中央集権制	少数派の意見を尊重するか、多数決の結果は全党員か遂行義務を負う(従来とおり)。党組織の決定は綱領・規約に反しない限り上級機関により取り消されない。	3分の2の多数決のみ全員の遂行義務かあるとし、単純多数決では少数派の決定遂行義務を免除すべきだ。地域問題に関する下級機関の決定は絶対である。
分派	党クルーフ、書記会議など公式・非公式の横断的組織を承認するか、独自の組織・規律を持ち綱領に反する思想的目標を持つ分派は認めない。	分派を完全に認めるべきだ。
最高指導者	党議長。大会で選出。	書記長でよい。全党員の直接選挙。
中央機関	政治局に代わり幹部会を設置し、連邦構成共和国党第一書記をそのメンバーに含む。	政治局のままでよい。
党大会	5年に1回開催。	毎年開催。または3年に1回開催。
連邦構成共和国党の地位	綱領・規約の枠内で自立するか、共和国党に関する連邦党中央委員会・幹部会決定に不同意の場合、再審議を請求できる。	綱領・規約の枠内で自立し、党の連邦制化をはかる。共和国内の問題は共和国党が専決。
ソ連軍・KG B・内務省軍内の党組織	従来とおり、軍内党機関・初級党組織を通し活動を指導。	軍事組織は、政治的に中立であるべきだ

筆者作成

制」に基づく「一枚岩」の前衛的政党から、国民党的政党である各連邦構成共和国党の連合党的議会議主義政党へと変化する必要はないという考え方を反映していた。

「民主政綱」派と「マルクス主義政綱」派はそれぞれ、党規約案を公表したが、党規約案については、六月に入ると、さらに数多くの草案が公表された。まず六月五日にモスクワ大学党組織案⁽⁴⁶⁾、六月七日にモスクワ党員作業グループ案、六月一〇日にモスクワ市党委員会案等⁽⁴⁷⁾がたて続けに新聞紙上に公表され、新聞紙上で連日、それぞれの政綱草案や規約改正案に対する提案や批判の投書が掲載された。論争の最大の焦点は、分権的民主的社会主义主義へ向けてさらに徹底した党改革をすすめるのか（「民主政綱」派の立場）、それとも正統派マルクス主義者（「マルクス主義政綱」派）との妥協をはかっているのか（ゴルバチョフら中道・穏健改革派の立場）、という問題であった。それは、より具体的には、党規約の規程に従来どおり前衛政党的・階級政党的性格を残すべきなのか、それとも議会議主義政党にふさわしい規約に改正すべきなのか、すなわち、第一に、初級党組織の組織原則の問題、すなわちこれまでの共産党の基本原則である生産原則（原則として職場ごとに初級党組織をつくる）を維持するか、それとも西欧の議会議政党において一般的な地域原則（原則として行政区画またはそれに準ずる選挙区ごとに初級党組織をつくる）とするかという問題、第二に、国家機関や軍その他の武力機関における党組織をこれまでどおり維持するか否かという問題であった（表3）。

中央委員会規約草案の内容に、さらに分派の完全承認、初級党組織形成の地域原則の導入、国家機関や軍隊における党組織の廃止（国家機関の非党化）が加えられた規約が承認されれば、ソ連邦共産党はもはや完全に社会民主主義政党へと変質することになるはずであった。しかし、党大会直前の六月二八日に発表された中央委員会草案は、民主主義的中央集権制への依拠、分派の禁止などの規定がなされ、他方で、政治局に代わる幹部会が共和国党第一書記によって構成されるという規程が削除されるなど、第四章で述べた「綱領的宣言」最終草案とは対照的に、いくぶん保守派よりに修正されており、また、三月草案と同様に、党議長・副議長ポストの創設を規定しているものの、新たに党

中央委員会選出の第一書記のポストも設定し、それらの関係が明確でないなど、新たな問題点を内包するものとなった。⁽⁴⁸⁾

しかし、この六月二八日付け規約草案は、さらに党大会開催中に配付された、ソ連邦共産党第二八回大会事務局が規約起草委員会に提出した七月六日付け草案では、以下のような修正がなされた。⁽⁴⁹⁾ ①党の最高指導者および中央機関について、党議長および幹部会ではなく、従来どおりの書記長および政治局とし、あらたに副書記長ポストを新設する。書記長および副書記長は、大会で選出される。②中央委員会書記は、従来のように中央委員会総会で選出されるのではなく、他のすべてのレベルの書記と同様に、「協議会あるいは大会において、または代議員の判断にしたがって総会で、選出される」。③六月二八日草案における「大会、協議会、党委員会総会の決定は、下級組織にとって義務的である。下級組織は、それらの決定の効力を停止せずに、上級機関に対する異議申し立ての権利を有する」という規程を、七月六日草案では、「大会、協議会、集会の決定は、党組織にとって義務的である。委員会およびビューローの決定は、当該組織の党員の多数の承認後、義務的となる」という規程に修正する。これにより、党内民主化の方向が若干強化され、大会等の閉会期間中の代行機関である委員会およびビューローの権限が弱まっている。④民主主義的中央集権制が、党が建設される場合の原則（第一六条）としてではなく、活動の原則（第六条）として、「党は、独立、党生活、党の利益と個々の党員の利益の結合、党員大会の権力、自覚的党規律を保障する民主主義的中央集権制の原則に基づいて活動する」と規定されている。⑤ソヴェート代議員である党員によってつくられる「党グループ（党員フラクション）は、党機関の決定が存在する問題に関しては、それに従わなければならない」という規程が、「党機関の決定と勧告を考慮する」という規程に修正され、ソヴェート代議員たる党員のグループの権限が強化された。党大会では、この七月六日草案が若干の修正の後に採択された。⁽⁵⁰⁾ 採択された規約は、しかしながら、妥協の産物ゆえの以下のような曖昧さを多く含んでいた。すなわち、①党員候補制度は廃止されたが、一年未満の試用期間といっ

た制度の設置を認めた。②自己の内的規律を持つ分派の形成は認めないが、討議の過程で政綱ごとに党員が結集する権利は制限されないとされた。この規程は、「事実上、分派が承認された」と解することもできるが、それも内的規律の解釈次第ということになった。③初級党組織は勤務地あるいは居住地ごとに構成されるとされ、前衛党が議会議論のポイントとなった初級党組織レベルの地域別編成の問題は曖昧化され、妥協的規程となった。④軍内の党組織については、軍内の組織として、なかば公的性格を持っていたいわゆる政治機関が廃止され、初級党組織と全党協議会が設置されることとなったが、軍の非党化は否定された。

もちろん、以下のような、よりリベラルな方向での規約改正も行なわれた。すなわち、①民主主義的中央集権制の原則について、七月六日草案にあるように緩やかなものとなり、さらに具体的に、個人に関する問題は別として、原則として下級機関の決定はそれが綱領と規約に反しない限り上級機関によって取り消せないとした。また上級機関と下級機関との間に不一致が生じた場合には党員の投票により解決するとされた。②連邦構成共和国党は独立のものとして、連邦党の綱領と規約の基本原則に基づく独自の綱領と規約を持つことが認められ、また連邦構成共和国党が連邦党の決定に不満な場合にはその実行を保留することができるとされた。また、連邦党の政治局の構成に連邦構成共和国党第一書記がエクス・オフィシオで加わることになったため、事実上、党の連邦制化が達成された。

かくして、全体として、党の連邦制化とそれに連動して民主主義的中央集権制の緩和、分派の部分的容認が達成されたが、これらはいずれも現状の追認に過ぎず、初級党組織を地域別に、つまり選挙区別に編成するという点での、前衛党から議会議政党への移行、換言すれば社民党化は完全には達成されなかったし、軍の非党化もまた達成されなかった。そして、入党条件などを中心に多くの曖昧な規程を含んだ妥協的なものとなった。この妥協的性格は、党の分裂を回避することを最優先し、党規約改正について、妥協的な中央委員会六月草案よりさらにいくぶん正統派よりの意見を支持し、「民主政綱」派の意見を支持しなかったゴルバチョフの書記長報告に何よりも明瞭に示されていた。⁽⁵¹⁾

その意味では、この党大会は、これまで数年間にわたってゴルバチョフが進めてきた党改革の方向をより明確に指示した「民主政綱」派的な方向つまり社民路線へと進もうとする改革の流れのスピードをいくぶん抑え、若干の方向転換を促す結果をもたらしたのであった。

おわりに

ソ連邦共産党第二八回大会のムードは、すでに述べたように、この党大会の直前に開催されたロシア共和国共産党創立大会を支配した保守的なムードによって大きく影響されていた。ロシアの主要な改革派および中道派の指導者がソ連邦共産党中央委員会を占めているときに、そしてモスクワ市やレニングラード州を含めて主要な地方党第一書記が連邦党中央委員会の幹部を占めているときに、それ以外の、つまりペレストロイカの流れの中であたかもそれに置いていかれたような二流の保守的地方指導者がロシア共和国党という最大の党組織の最高指導部を掌握したという事実は重要であった。それは何よりも、ロシア共和国共産党創立大会代議員が全体としてかなり保守的であったことに起因している。しかし、従来よりも民主的に行なわれたはずの代議員選挙の結果がなぜこのようなことになったのかは、別途、詳細な分析を必要とする。

大会代議員の構成上の問題は、しかしながら、それだけにとどまらない。初めて大会代議員選出が複数候補によって行なわれるために、おそらくは不利な結果となることを予測した保守派が、すでに述べたように、一九九〇年三月一六日に採択された「ソ連邦共産党第二八回大会招集日、党の報告選挙キャンペーン、大会代議員の代表基準と選出手続きについて」の党中央委員会総会決定に、陸海軍、内務省軍、国境警備隊の党組織からの代議員を別枠で選出する規程を入れさせた結果、多くの保守的な軍人代議員が大会に選出されてきたのであった。党内保守派および軍人代

議員は、改革派の主張する国家機関・軍内における党組織の廃止、いわゆる国家機関の非党化の政策に非常な危機感を抱き、何が何でもこの規程だけは採択させないという断固たる意志を持って大会に臨んだのである。したがって、軍人代議員が大会代議員に選出されることの障害を取り除いた三月の党中央委員会決定が採択された時点において、すでに保守派は半ば勝利していたとも言える。かくして、第二八回党大会のムードは、一九九〇年の前半の党政改革の流れからするといくぶん保守的となったのであった。

大会を支配していたムードは、それだけではなかった。ソ連邦共産党は、一九九〇年に入って離党者の激増という未曾有の危機的状況に至っていたのである。党の公式統計によれば、一九九〇年は、入党者一〇万八三九二名、除名者五八万五〇八八名、離党者一八〇万九四二四名、差引き二二八万六一二〇名の党員の減少（他に死亡・行方不明者等による減少が約四二万六〇〇〇名あった）という平時において最大の党員数の減少のあった年だったのである。⁵²一九九〇年一年間では、党員の減少は大会前よりも大会後にいっそう激しくなっているので、党員数の減少という点について言えば、大会は党の危機をいっそう深刻化させたとと言える。そうは言っても、この第二八回党大会がソ連邦共産党史上、最も社会民主主義的な綱領と規約を採択したことは間違いない。しかし、社会の動きはそれよりもさらに先を進んでいたのである。

エリツィンは、党大会の演説で、「ペレストロイカの発展の方策の問題は、国民によってこの建物の壁の外で解決されるのであり、人民代議員ソヴェートにおいて解決されるのだ」と指摘し、それゆえ「ここで解決されるのは党上層部のアパルトの運命の問題に過ぎない」と述べ、党が自らの改革を進めなければやがて国民が「党の資産の国有化」という反撃に出るであろうと警告した。⁵³ 実際、彼の言うとおり、この第二八回党大会は、もはやソ連政治の中心の一つのエピソードに過ぎず、かつて党大会で決定される幹部人事や採択される決定にソ連国内はもろろ大げさに言えば全世界が注目したときのような威信や権威は、もはやこの党大会にはなかった。エリツィンは、演説の最後

で、「国民は、どんな政治勢力であれ、それが過去においてどれだけ影響力を持っていたとしても、それを引退させることができる」と大見得を切ったが、それが一年後には現実となったのであった。

ともかく、第二八回党大会は、「人道的、民主的社会主义へ向けて」の綱領的宣言と、新しい党規約を採択して一九九〇年七月一三日に閉会した。採択された党規約では、「国家機関の非党化」は採用されず、また党組織の組織原則については「地域・生産原則」という折衷的であいまいな表現が採用され、「自己の内的規律を持つ分派」も承認されなかった。したがって、前衛・階級政党から議会主義政党への脱皮は極めて不完全なものとなったが、他方で、連邦構成共和国党第一書記を自動的に政治局のメンバーとするといういわゆる「党の連邦制化」が承認され、政治局から首相を始めとする重要閣僚が解任され、頂点における党と国家機関の分離は、ゴルバチョフが大統領と書記長を兼任する以外は達成された。このことは、当然のことながら、もはや政治局が国家の最高政策決定機関でなくなったことを意味し、すでに述べた党中央委員会書記の権限の縮小とあいまって、結局、ソ連邦共産党指導部の著しい威信の低下をもたらした。ゴルバチョフが意図していた結果であるか否かは別として、ソ連邦の最高政策決定機関は、確実に、大統領と大統領会議、そして人民代議員大会と最高ソヴェートに移行したのであった。一時は二〇〇〇万人近くの党員を擁し、ソ連社会を文字どおり支配していたソ連邦共産党は、もはや弱体化へと進み始めていたのであった。

(1) 筆者がこれまでに参照することのできたソ連邦共産党第二八回大会に関する研究は、Rees, E. A. (ed.), *The Soviet Communist Party in Disarray: The XXVIII Congress of the Communist Party of the Soviet Union* (New York: St. Martin's Press, 1992) だけである。スチュフェン・ホワイトによるその第一章「第二八回党大会の背景」と第二章「第二八回党大会のポリティクス」は、さすがにバランスの取れた包括的で優れた分析であるが、人事や制度の問題を含めてあらゆる問題を取り扱っているので、個別の問題について見れば表面的な分析になっている。無論、このホワイト論文のねらいは、第二八回党大会についての概括的な見取図の作成にあるのであって、筆者はそれを批判するつもりはまったくない。ホワイト論文の基礎の

上に立ってより個別的問題について論じるといのが筆者の姿勢である。

- (2) *Pravda*, 1987, 28 января, с. 3.
- (3) *Pravda*, 1987, 1987, 10 февраля, с. 2; *Советская россия*, 1987, 10 февраля, с. 2; *Партийная жизнь*, 1987, No. 5, с. 32-35;
Партийная жизнь, 1987, No. 6, с. 43-46; *Партийная жизнь*, 1987, No. 9, с. 72-73.
- (4) *Pravda*, 1988, 27 мая, с. 2.
- (5) *Pravda*, 1988, 5 июля, с. 2.
- (6) *Pravda*, 1989, 20 сентября, с. 1.
- (7) *Pravda*, 1988, 27 мая, с. 2.
- (8) *Pravda*, 1988, 5 июля, с. 2.
- (9) *Pravda*, 1988, 27 мая, с. 2.
- (10) *Pravda*, 1988, 29 июня, с. 6.
- (11) *Pravda*, 1988, 5 июля, с. 2.
- (12) *Pravda*, 1988, 1 октября, с. 1.
- (13) 本稿のこれまでの記述のより詳細な内容は、拙稿「ゴルバチョフ政権下におけるソ連邦共産党の変化」『法学研究』第六十三巻第二号(一九九〇年二月)を参照されたい。
- (14) *Устава Коммунистической Партии Советского Союза*. М., Политгизнат, 1986, с. 15-16.
- (15) 第三回党大会は一九六六年三月二十九日～四月八日、第二回党大会は一九七一年三月三〇日～四月九日、第五回党大会は一九七六年二月二十四日～三月五日、第二六回党大会は一九八一年二月三日～三月三日に開催されており、第三回党大会から第二七回党大会までは、ほぼ正確に五年に一回、三月末から四月初めにかけてか、または二月末から三月初めにかけて、開催されている。
- (16) *Pravda*, 1989, 20 сентября, с. 1.
- (17) *Там же*, с. 1.
- (18) *Pravda*, 1990, 17 марта, с. 1.

- (19) *Pravda*, 1990, 28 марта, с. 2.
- (20) *Pravda*, 1990, 13 февраля, с. 2.
- (21) *Pravda*, 1990, 27 февраля, с. 1-2.
- (22) *Pravda*, 1990, 17 марта, с. 1.
- (23) このロシア党協議会は、開会后、ロシア共和国共産党創立大会となった。しかも、この創立大会は、第一期と第二期に別れて実施され、第二期は一九九〇年九月四〜六日に行なわれた。
- (24) *Pravda*, 1989, 24 сентября, с. 1-2.
- (25) *Там же*, с. 2.
- (26) *Pravda*, 1989, 10 декабря, с. 1.
- (27) *Pravda*, 1990, 17 марта, с. 1.
- (28) *Pravda*, 1990, 20 июня, с. 1-3.
- (29) *Советская Россия*, 1990, 21 июня, с. 4-5. なお、このメリニコフの発言を含め、以下で採り上げたマカシヨフおよびリガチョフらの発言の概要は、当時のプラウダにも掲載されているか、プラウダでは発言の要約を掲載しているに過ぎず、連邦指導部に対する激しい批判の部分を省略している。ソウェーツカヤ・ロシアは速記録であり、発言の全容を知ることができず。
- (30) *Там же*, с. 3-4.
- (31) *Советская Россия*, 1990, 22 июня, с. 3.
- (32) なお、ロシア共和国共産党創立大会代議員に対する意見調査の結果が発表されており、この大会のムードを明らかにする上で興味深い。См.: *Известия ЦК КПСС*, 1990 No. 7, с. 36-38.
- (33) *Moscow News*, 1990 No. 24 (June 24-July 1), p. 9.
- (34) ポロスコフは、一九九〇年五月二五日に行なわれたロシア共和国最高ソヴェート議長選挙においてエリツィンに対抗する形で立候補し（もう一名はカザン市の教員モロキン氏）、エリツィンとともに決選投票に残ったが、エリツィンともども過半数票を獲得できなかった。その後、二八日に行なわれた再選挙にはポロスコフは立候補を辞退したが（共産党主流派代表としては、代わりに、より穏健なウラソフ・ロシア共和国大臣会議議長が立候補した）、この経緯から見ると、ポロスコフはロシア

共和国の党組織内の反エリツィン派(したがって反改革派)の代表者の一人であったと推測できる。

(35) 当時アルメニア共産党第二書記であったロポフがなぜ、ロシア共和国共産党創立大会に代議員として出席しているのかは分らない。ちなみに、ロポフは、エリツィンの出身地スヴェルドロフスク州党第二書記、同州ソヴェート執行委員会議長を歴任、一九八七年七月二日からロシア共和国大臣会議副議長(副首相)に就任し、一九八九年二月一七日までその職にあったが、同年一月一七日にアルメニア共産党第二書記に転出した。その後、一九九一年七月一五日にエリツィン政権下のロシア共和国大臣会議第一副議長(第一副首相)(地域発展経済特区担当)に就任、同年一月一二日までその職にあったが、その後、政府内の閑職に降格、一九九三年四月一五日に再びロシア連邦大臣会議第一副議長・経済大臣に復帰、さらに同年九月一八日から、ロシア連邦安全保障会議事務局局長に就任して現在に至っている。このロポフの経歴からすると、彼は、ロシア共和国共産党創立大会当時は、中道・穏健派ないし改革派(隠れエリツィン派)であったと思われる。

(36) *Pravda*, 1990, 23 июня, с. 1. なお、ロシア共和国共産党第一書記就任直後のボロスコフとの会談記事が、*Pravda*, 1990, 24 июня, с. 2 に、また記者会見の概要が、*Известия*, 1990, 24 июня, с. 2 に掲載されており、これらの記事を読む限り、彼が改革派ではなかったことがわかる。

(37) *Pravda*, 1990, 24 июня, с. 1-2.

(38) *Большая Советская Энциклопедия*, 3-е изд., Т. 21, М. Изд-во «Советская Энциклопедия», 1975, с. 21.

(39) *Большая Советская Энциклопедия*, 3-е изд., Т. 27, М. Изд-во «Советская Энциклопедия», 1977, с. 123.

(40) *Московская правда*, 1990, 23 февраля, с. 2; *Pravda*, 1990, 3 марта, с. 3.

(41) *Московская правда*, 1990, 31 марта, с. 2; *Pravda*, 1990, 16 апреля, с. 4.

(42) *Pravda*, 1990, 27 июня, с. 1-2.

(43) *Pravda*, 1990, 15 июля, с. 1, 3.

(44) 第二八回党大会まで有効であった党規約、すなわち一九八六年の第二七回党大会で採択された党規約の全訳・解説、およびその党規約とそれ以前の一九七一年の第二四回党大会で採択された党規約との異同に関しては、拙稿「新『ソビエト連邦共産党規約』——旧規約との異同とその意味——(上)」「(中)」「(下)」、『国防』第三五巻第一二号、第三六巻第一号、第二号(一九八六年二月、一九八七年一月、二月)を参照されたい。

(45) *Московская правда*, 1990, 5 июня, с. 2-3.

- (46) *Московская правда*, 1990, 7 июня, с. 2.
- (47) *Московская правда*, 1990, 10 июня, с.2-3.
- (48) *Pravda*, 1990, 28 июня, с. 1-2.
- (49) この七月六日付け草案は大会会場で配付され、筆者は直接それを大会会場で入手した。
- (50) *Pravda*, 1990, 18 июля, с. 1-2.
- (51) *Pravda*, 1990, 3 июля, с. 1-3.
- (52) この問題については、拙稿「ソ連邦共産党解体過程の分析―統計と世論調査から―」『国際政治』第一〇四号（一九九三年一〇月）を参照されたい。
- (53) *Pravda*, 1990, 8 июля, с. 4.